

平成 31 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成31年3月11日 午前9時35分  
閉 会 平成31年3月11日 午前11時45分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員

千 委員 小畠 委員 安岡 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小橋 教育次長 前川 教育監

西村 管理部長 細野 指導部長

立久井 指導部理事 大路 総務企画課長

安達 教職員企画課長 村山 教職員人事課長

西田 福利課長 栗山 学校教育課長

村上 保健体育課長 片山 社会教育課長

相馬 高校教育課担当課長 下村 総務企画課副課長

片又 総務企画課副課長 貴島 総務企画課総括指導主事

岡 総務企画課副本査

## 5 議事の大要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 2月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 教職員の働き方改革の推進について

#### 【安達教職員企画課長の報告】

- 「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組状況等については、去る3月7日に有識者等によるフォローアップのための会議である京都式チーム学校推進会議を開催し、当日いただいた御意見も踏まえ、取りまとめたものである。
- まず、「1 平成30年度取組状況」について、「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組方針に対して、その進捗状況を報告する。今年度は、小学校において英語専科教員による指導を実施したほか、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置拡充、府部活動指針の策定や部活動指導員の配置などの部活動運営の適正化など、様々な取組を実行してきた。
- 「2 各学校で取り組まれている業務改善等の主な事例」については、実行計画で「1校1項目以上の業務改善を実施する」との目標を立てて全ての学校で取り組み、そのうち、多くの学校で取り組んでいただいたものをピックアップしている。
- 「3 計画に定める評価指標（KPI）の達成状況」については、教員勤務実態調査等の結果を活用して達成状況を測定したものである。

「教員の時間外勤務を縮減」については、1週間で15分、月に換算して約1時間の微減に留まったところである。なお、平成29年度は、調査期間中の土日に台風が襲来し、勤務時間が短くなっていたので、本来であればもう少し縮減できていたものと思われる。

「原則午後8時までの退勤」については、73%達成しており、「1校1項目以上業務改善を実施」については、100%実施である。時間外勤務の大幅な縮減には直結しなかったものの、資料作成や文書作成などの業務が減少し、校務分掌業務や校内巡視、成績処理などで生徒にかかる時間が増加しており、勤務内容に質的な変化が見られたところである。

「教員の休日の部活動指導を縮減」については、部活動指導指針に基づく休養日の適切な設定などの取組により、指導回数が10%減少している。なお、「教員の多忙感・負担感を減少」については、1.3%の微増と課題を残しているが、「授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間増加」から「児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加」までは、一定の効果が表れている。なお、6の授業準備、教材研究、自己啓発等の評価指標については、授業準備と教材研究の時間は、授業のコマ数に影響を受けるので、あまり適切とは

言えないため、修正したいと考えている。

- 「4. 平成30年度達成状況を踏まえた総括」について、1つ目として、時間外勤務の縮減は微減に留まっており、後ほど触れる上限ガイドラインとの関係でも、引き続き、努力する必要がある。2つ目として、部活動指導についても、引き続き、運営の適正化を進める取組が必要と考えている。3つ目として、多忙感・負担感には、課題が残るもの、自己啓発の時間が増えるなど、一定の成果が表れている。最後に4つ目として、このように取組の効果は見られるが、引き続き、目標達成に向けて、取組を着実に進める必要があるとしている。
- 「5. 次年度の重点取組事項」について、今年度の取組を更に発展させる形でもって、記載の内容を重点取組事項として加速化させながら、取り組んでいきたいと思っている。なお、実行計画に基づく取組の実行に当たっては1月25日に出された中教審答申も踏まえて、対応していく。
- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」への対応については、中教審答申と同日付で、文部科学省がガイドラインを制定したところであるが、服務監督権者である教育委員会に対して、このガイドラインに基づく方針等を策定するよう求めている。
- 今後、中教審答申に係る文部科学事務次官通知が発出され、ガイドラインに関するQ&Aが示される予定となっており、それらを踏まえて、本府の方針を策定するとともに、市町教育委員会への支援も行っていく。

### 【質疑応答】

#### ○ 上原委員

昔からクラスの中で起こった問題は、まずその担任が処理するという文化が残っていると思うが、そうして担任が問題を抱え込むがゆえに管理職へ相談することが遅れたりする場合があると思う。これからもスクールカウンセラーなどを充実、拡充していくことであるが、現場の先生はスクールカウンセラーなどを十分に活用しているのか。

#### ○ 安達教職員企画課長

スクールカウンセラーは10年前くらいから拡充てきており、現場では教員と連携して機能している。スクールソーシャルワーカーも含め、専門性を有するスタッフに学校に入っていただいて、担任が一人で問題を抱えるのではなく、養護教諭も含めて関係の職員が、チームとして個々の状況に応じた解決をするように取り組んでおり、心理的な面でも負担が減っていると聞いている。今後もこのような方向で進めて行きたいと考えている。

#### ○ 上原委員

スクールカウンセラーは、年間何回と、ある程度決まっていると思うが、緊急の事案があったら早急な対応は可能なのか。

#### ○ 橋本教育長

緊急の事案の時は、臨床心理士会と相談しながら弾力的に緊急の派遣をしている。働き方改革の面もあるが、いじめ等には組織的な対応が求められている。

#### ○ 上原委員

京都は臨床心理士の数が比較的多い方だと思う。まだまだスクールカウンセラーの数が足りないと思うので、更なる拡充を進めてもらいたい。

#### ○ 安藤委員

働き方改革のサポート役には保護者が一番適していると思っている。保護者向けの情報が、意識が高い人にしか届いていないと思うので、全ての保護者に届く様に工夫したほうがいいと思う。

○ 安達教職員企画課長

これまで、府教委の広報に働き方改革の趣旨や教育長のメッセージを載せたり、中学校で保護者代表も入っていただいたトーク会を行ったりしてきた。

一昨年には、京都府 P T A 協議会との懇談の中で、働き方改革に関する緊急アピールも出していただいた。各教育委員会でも、P T Aとの連携の取組を文書で発信するなど、いろいろな取組が広がってきてている。良い取組をその他の市町にもお伝えしながら、引き続き取組を進めていきたい。

○ 橋本教育長

そういう情報は都市連までいくが、単Pまではなかなか届かない。非常に難しいことであるが、P T Aの協力を求めないと中々進まない。

○ 千委員

実態調査の期間が1週間では短いのではないか。一ヶ月間などもっと継続した調査はできないか。

○ 安達教職員企画課長

教員実態調査は、全国比較ができるように、平成28年度に文部科学省が実施した調査と同様に1週間の記録を付けてもらっている。この調査は、業務の内容まで踏み込んで分析するため、かなり細かい作業を先生にしていただいており、調査期間を広げるのは先生の負担になるので難しい。今年度、タイムカードなどをそれぞれの市町で整備してきており、それを活用することにより、毎日の記録を残すことができる。今後は、そのデータをどう活用していくのかが課題になっている。府立学校は、当課が毎月集計をして学校へ返している。

○ 安岡委員

教員の多忙感には個人差がある。好きなクラブ活動では負担感はないという話もあったが、負担感が減ることが一番良いのではないかと思う。教員の心のケアはどうしているのか。

○ 安達教職員企画課長

働き方改革の取組によって時間的な余裕も生まれるので、心のケアにも繋がる側面はあると思っている。制度的にはストレスチェックをしており、府立学校においても、秋頃にアンケート入力をしてもらい分析し、課題が出ているようであれば、衛生委員会などで議論して対応していくこともある。メンタルの面に関しては、第一次予防の周知から始め、休まれた方に対するケアのシステムを作りながら対応しているところである。

○ 安岡委員

教員の様子は子どもに伝わるので、教員の心のケアにも重点を置いてほしい。

## イ 口丹地域における府立高校改革の検討状況について

### 【相馬高校教育課担当課長の報告】

○ 現在進めている府立高校改革のうち、口丹地域における府立高校改革の検討状況について報告する。

○ 口丹地域の府立高校の在り方について、平成28年3月の口丹地域における府立高校の在り方懇話会開催以降、北桑田高校と須知高校については個別検討会議を開催し、地元地域の方の意見を伺い、その意見を踏まえて、昨年3月の教育委員会で、口丹地域における府立高校の在り方の今後の方向性について報告をしたところである。

○ その概要は、当分の間は、口丹地域の府立高校6校が、より魅力を高め、地

域の中において、中学生から今まで以上に選ばれる学校づくりを推進することで、一定、学校規模を維持していくこと。ただし、魅力化を図りながらも、口丹地域以外の高校に進学していく状況が変わらない場合や、平成38年度以降に見込まれる大幅な中学3年生数の減少を見据えた場合に、学校の在り方そのものを検討する必要が生じた際には、改めて検討すること。

各高校の魅力化に向けて、改めて中学生や地域のニーズを把握し、次期学習指導要領への対応も見据え、必要に応じて学科改編等も行っていくこと。

北桑田高校美山分校については、不登校経験のある生徒や支援の必要な生徒への指導など、その役割は口丹地域において必要であるため、さらに在り方を検討すること。

入学者選抜制度についても、現在の学区の在り方や、府外を含めた他地域からの受け入れなどについて検討していくこと。

こうした各高校の魅力化や選抜制度の工夫について、平成30年度中に具体的な検討、調整等を行い、より具体的な内容をお示しすること、であった。本日は、今年度検討してきた内容について、概要を報告する。

- 口丹地域における府立高校改革の共通事項として、2020年度入学者選抜から学科改編及びそれに関連する入学者選抜制度の見直しを予定している。そのことから、本年8月に開催される教育委員会において、必要となる規則改正を予定しており、学区制度についても、見直す予定である。

各府立高校の学科ごとにどの地域から志願できるのかという通学区域を設けている。口丹地域においては、普通科について、口丹通学圏として、京都市の周山中学校区、亀岡市、南丹市、京丹波町という通学区域を設けているが、さらに学校ごとに、例えば須知高校であれば、京丹波町を学区として定め、この学区外から入学できる生徒は20%以内と一定の地域割りをしている。

今回、各地域の子どもの数や、生徒の多様な進路希望の状況等を踏まえて、学区の見直しを図り、生徒の希望をより叶えられるような形に変更していくたいと考えている。

- 各府立学校における個別の検討状況についてだが、北桑田高校は、現在、「普通科」と林業に関する学科である「森林リサーチ科」の2学科を設置している。募集定員は、普通科は1学年60名、森林リサーチ科は1学年30名の小規模な高校である。

検討案としては、全国大会での活躍が著しい自転車部や地域の方の寄付を受けて整備をしたボルダリング施設等を活用した部を新たに立ち上げるなどして、特色ある部活動、また、全国的にも少数となった林業に関する学科において、広く他地域からも募集できるようにしたいこと。

また、森林リサーチ科を「京都フォレスト科」に学科改編し、これまで以上に地域の森林や里山の資源を活用した地域活性化に係る取組を充実させるとともに、府立大学や林業大学校との連携を強化していくこと。

美山分校は、引き続き生徒一人一人の個性に応じた教育を推進していくことを考えている。

- 亀岡高校は、口丹地域の中核校として、現在、「普通科」、「普通科美術・工芸専攻」と「数理科学科」を設置しており、普通科は1学年200名、美術・工芸専攻は40名、数理科学科は1学年40名である。

今後、単位制を導入するとともに、数理科学科を「探究文理科」に再編成し、文系進学等にもより対応できるようにしたいと考えている。

- 南丹高校は、現在、1学年180名の「総合学科」を設置しているが、通学区域を府内全域化し、特色ある部活動を明確化するなどして、さらに充実を図りた

いと考えている。

- 園部高校には、現在、1学年100名の「普通科」と1学年30名の「京都国際科」を設置しているが、地元の生徒数が減少する中、地元中学生のニーズにより対応できるよう京都国際科を廃し、普通科のみとし、京都国際科で培った探究型学習をより発展させていく。
- 農芸高校には、現在、「農産バイオ科」及び「環境緑地科」があり、それぞれ6コースと2コース、計8つの専門コースを設置しているが、府内唯一の農業科単独校として、より生徒の希望に添った教育内容の充実を図り、学科とコースの在り方を見直すこととして、「環境創造科」、「園芸技術科」及び「農業生産科」の3学科に再編成し、専門コースについても、植物バイオコース、動物バイオコース及び畜産コースを生物工学コース、資源動物コース及び畜産流通コースに変更したいと検討している。  
また、学科改編にあわせ、京都先端技術大学や、京都府農林水産部との連携をこれまで以上に強化し、専門的な農業教育の充実を図っていく。
- 須知高校については、現在、1学年60名の「普通科」と1学年30名の「食品科学科」を設置しており、北桑田高校と同様、小規模な高校である。現在、学科の変更等は考えていないが、全国大会で活躍しているホッケー部など、特色ある部活動において他地域からの募集を検討するとともに、日本料理アカデミーとの連携を深め、調理系大会への常時出場をめざすなど、「食」に特化した活動を充実させていきたい。

#### 【質疑応答】

##### ○ 上原委員

生徒たちは、進路については担任の先生や進路指導の先生に相談すると思うが、その先生たちがどれだけこの中身を知っているかによって生徒に対する説明が変わるとと思う。中学生対象の説明会もあると思うが、中学校の先生に対するアピールはどうしていくのか。

##### ○ 相馬高校教育課担当課長

学科改編については、各高校が中学校を回り、中学生の希望進路などについて意見交換をする中で検討してきたという経過がある。中学校の担任の先生や進路の先生に理解していただけるように、リーフレット等を作成するなどして、さらに周知を図っていきたいと考えている。

##### ○ 安藤委員

保護者も子どもも中学校1年生から進路の方向はイメージしている。学区の見直しや学科改編があるが、府内全域の募集の場合、通学費補助や全国募集の場合の寮はどのなるのか。

##### ○ 相馬高校教育課担当課長

通学費の補助に関しては、本議会に提案しており、特に低所得者の方に対する補助について、制度の拡充を考えている。

寮については、各校に設置するのは難しいため、地域の方々にご相談して、下宿として受け入れていただく制度などについて、自治会等と話をしている。また、生徒を受け入れる際に補助が出る制度があるので、まず、下宿などで受け入れていただけるところがないかの調整を図っているところである。

##### ○ 橋本教育長

北桑田と農芸には寮がある。農芸の男子生徒は1年生の間は全寮制である。北桑田は規模が大きくないので、足りない部分をどうするかの中で、下宿の話

も出ている。地元の意識が高く協力的であるので、受け入れ体制を整えていきたいと考えている。

○ 上原委員

下宿はどのようなイメージなのか。ホームステイのような感じなのか。そういう家庭の募集をしてもよいのでは。それも大事であると思う。

○ 相馬高校教育課担当課長

下宿制度は海洋高校で実施しているが、北桑田の地域でも進めて行こうという動きがある。自治会の方が自治会便りのような形で地域の方に下宿の募集をしていただいたり、個別に何件か交渉していただいたりしているところである。須知高校については、同窓会や自治会の方に個別に相談していく中で、受け入れていただくにも条件等が出てくると思うので、その辺りを詰めながら進めていければと思っている。

○ 千委員

亀岡の探究文理科は、その中で文系・理系に分かれるということなのか。

○ 相馬高校教育課担当課長

現在の数理科学科は、理系中心の進学を目指す学科になっている。中学校からは、高校に入ってから文系理系を選択したいという声が多かったため、入口のところで分けるのではなく、入学後に選択できるよう、一つの学科の中で文系・理系を選べるようにしたいと考えている。

○ 千委員

北桑田の森林リサーチ科を京都フォレスト科にする理由をもう少し詳しく教えていただきたい。

○ 相馬高校教育課担当課長

今まで、森林に特化した学科名であった。里山保全や地域活性化に寄与した取組など、さらに広く活動していきたいということで、学科のイメージを変える意味を含めて京都フォレスト科という名前を検討している。

○ 小畠委員

亀岡の探究文理は、文系・理系を問わず教えていく良い取組であると思う。また、農芸や北桑田などの特徴ある教育カリキュラムをもつ学校の全国募集は良いと思う。特徴のある学校をつくれば、全国から生徒を集めて教育も出来るし、若い人が育つし、同時に地域の活性化にも繋がると思うので、改革を積極的に進めてほしい。

部活動については、自転車部やホッケー部の専門の先生が転勤してしまい、経験のない先生が担当するようになると、せっかく活性化したことがダメになってしまふ。また、無理をして教えるようなことになると先生に負担がかかって働き方改革に逆行することになる。専門的な部活動を続けていくためにも、地域で活動している部活OBなどを部活動指導者としてお願いするなど、その部活動が好きな人や分かっている人に協力してもらえば、うまく部活動のサイクルができ、活動が継続していき、地域も活性化し、先生にも負荷がかからなくなる。地域の活性化という視点でもさらに改革を進めていただきたい。

○ 安岡委員

全国募集の具体的な方法は考えているのか。

○ 橋本教育長

他府県でも全国募集をしているところが多い。成功例は必ずしも多くないが、特徴のある部活動の場合は指導者の力もあり、ある程度呼び寄せる力がある。今でも北桑田の自転車部には他府県から来ている生徒もいる。更に独自性を出して募集していきたい。

ウ 事務局職員の問題事象に係る対応について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第11号議案 京都府教職員互助組合に関する規則の一部改正について

【西田副課長の説明】

- 京都府教職員互助組合は、一般社団法人であり、組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図り、京都府の教育文化の向上発展に寄与することを目的としており、今回の改正対象である京都府教職員互助組合に関する規則に基づいて設立された組織である。
- 互助組合は、府内の公立学校教職員等を中心に組織されているが、臨時的任用された者と常時勤務に服しない者は、現在構成員から除外されている。
- 臨時的任用職員については、処遇改善等を図るため、今年度から年度末と年度初めの任用期間の間に設けていたいわゆる空白の1日を解消することとなつたため、1年を超えて任用されることになり、共済組合の加入資格を得ることになった。
- 互助組合の定款では、公立学校共済組合の組合員は、互助組合員になることができるとなっており、ねじれが生じることとなつたため、これを解消するため、臨時的に任用された者であっても公立学校共済組合に加入している者は互助組合の除外対象から外し、互助組合の構成員となることができるよう改正しようとするものである。

〔原案どおり可決〕

イ 第12号議案 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部改正について

【立久井指導部理事の説明】

- 府立鴨沂高等学校の定時制課程を廃止することに伴う関係規則の改正である。
- 府立鴨沂高等学校の定時制課程は、平成28年度入学者選抜から募集を停止しているが、募集停止以前から在学していた生徒が平成30年度末をもって卒業することに伴い、同課程を廃止するものである。
- 「京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則」については、鴨沂高等学校の定時制課程を廃止することに伴い、鴨沂高等学校の項中「全日制 普通科」「定時制 普通科」を「全日制 普通科」に改めるものである。
- 規則改正の施行日は4月1日を予定している。

【質疑応答】

- 上原委員

定時制の生徒が全員卒業したということでいいのか。

- 立久井指導部理事  
そのとおりである。

[原案どおり可決]

#### ウ 第13号議案 京都府スポーツ推進計画（中間年改定）について

##### 【村上保健体育課長の説明】

- 本府では、平成26年3月に、今後10年間を見通した「京都府スポーツ推進計画」を策定したが、計画策定後に5年が経ち、この間にスポーツ庁の創設や、府内スポーツ環境整備の進捗など、スポーツを取り巻く環境に大きな変化があったところであり、こうした状況変化やこれまでの成果、課題を踏まえ、中間年改定を行うものである。
- 昨年10月から11月にかけて行ったパブリックコメント、この間の検討会議や教育委員会等で頂いた意見を踏まえて、再度関係部局と協議を行い、最終案として文言や資料等の整理を行った。
- 計画改定のポイントとしては、現行の推進計画で示された、京都府民みんなが持ちたい、前向きで積極的な心のありようである「スポーツごころ」を引き継ぎテーマとして継続しつつ、「健康づくり、共生社会の実現、地域経済活性化、運動部活動の在り方、新たなスポーツ施設の利活用」などの観点において、関係部局と協議を行い、最終案としてとりまとめたところである。

##### 【質疑応答】

- 上原委員  
障害者に対するスポーツは記載されているのか。
- 村上保健体育課長  
25頁「4 障害のある児童生徒の体育・スポーツ活動の推進」や32頁「4 障害者トップアスリートの競技力向上方策の充実」などに記載している。
- 小畠委員  
京都府の知事部局に文化スポーツ部があるが、今回の推進計画は、教育委員会単独のものなのか、京都府全体の方針なのか。
- 村上保健体育課長  
関係部局と連携し、教育委員会でまとめた京都府全体の計画である。
- 小畠委員  
方針の中での実際の役割分担は、教育委員会は学校教育に関わることで、文化スポーツ部は府のスポーツ大会とかインフラの整備との理解でよいか。
- 村上保健体育課長  
その通りである。
- 橋本教育長  
事前に知事、副知事まで見ていただきて了解も得ている。府全体の方針ということで受けとめていただいている。

[原案どおり可決]

エ 第14号議案 京都府教育委員会基本規則の一部改正について

【村上保健体育課長の説明】

- 「公益財団法人京都府体育協会」については、平成31年4月1日から名称を「公益財団法人京都府スポーツ協会」に変更することとなった。
- 変更の経緯としては、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2021年ワールドマスターーズゲームズ関西を控え、昨年4月に日本体育協会が日本スポーツ協会に名称を変更しており、近年、教育的要素の強い「体育」から、楽しみや文化的価値を連想させる「スポーツ」への言葉の置き換えが全国的に進んでいる流れを受け、本府においても競技団体へのアンケート等を基に検討した結果である。
- この名称変更に伴い京都府教育委員会基本規則について、所要の改正を行うものである。

[原案どおり可決]

オ 第15号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

カ 第16号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

キ 第17号議案 京都府スポーツ推進審議会委員の委嘱について【非公開】

ク 第18号議案 京都府社会教育委員の委嘱について【非公開】

ケ 第19号議案 京都府立図書館協議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決] (議決事項オからケまで)

コ 第20号議案 小学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

サ 第21号議案 中学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

シ 第22号議案 平成31年度府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決]

ス 第23号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項ウ及び議決事項オからスまでについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告